

5 初教科第 2 7 号
令和 6 年 2 月 1 日

各都道府県教育委員会
教科書関係事務主管課長殿

文部科学省初等中等教育局
教科書課長 黄地 吉隆

令和 6 年度における義務教育諸学校用教科書の
無償給与事務の適正な処理について（通知）

令和 6 年度における義務教育諸学校用教科書の無償給与事務については、義務教育諸学校の教科用図書は無償措置に関する法律、同法施行令、同法施行規則等を参照して行うほか、別添の留意事項に基づき、その処理に遺漏のないようお取り計らい願います。なお、本通知については域内実施機関及び学校に周知徹底願います。

また、義務教育教科書の無償給与制度は、憲法第 26 条に掲げる義務教育無償の精神をより広く実現するものとして、次代を担う子供たちに対して、我が国の繁栄と福祉に貢献してほしいという国民全体の願いを込めて、国民の負担によって昭和 38 年から実施されているところであり、令和 6 年度に使用される全ての小中学校用教科書には、裏表紙等に無償給与制度の意義が掲載されております。各都道府県教育委員会においては、子供たちや家庭・地域・保護者の皆様にその意義について改めて考えていただけるよう、域内実施機関及び学校へ周知徹底願います。それとともに、教科書の無償給与を受ける全ての児童・生徒に対して、この制度の意義の理解が深まる取組が行われるよう格段の御配慮をお願いします。

【本件連絡先】

文部科学省初等中等教育局教科書課
無償給与係、教科用特定図書普及促進係
TEL 03-5253-4111
(内線 2411,4743)